

証券取引約款（法人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（法人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 届出印鑑 当社に届出いただく印鑑（お届出印）のことで、当社に開設されている口座の処理および今後開設される口座に適用されます。なお、本条第（1）号にもとづき複数の口座が開設されている場合、本号における印鑑とは、当該口座を開設する際に届出いただく印鑑をさします。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(買付の時期および価額)</p> <p>第69条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 買付により取得された投資信託の所有権およびその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものといたします。</p> <p style="text-align: right;">2023年7月</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（法人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の「MUMSS口座」（次条に定義します）による取引に関し、権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 「MUMSS口座」および「PB口座」（次条に定義します）の両方をお持ちのお客さまがこの約款で定めるサービス等を受けるためには「PB口座」によらず「MUMSS口座」による必要があります。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) 届出印鑑 当社に届出いただく印鑑（お届出印）のことで、当社に開設されているすべての口座の処理および今後開設されるすべての口座に適用されます。なお、本条第（1）号にもとづき複数の口座が開設されている場合、本号における印鑑とは、当該口座を開設する際に届出いただく印鑑をさします。</p> <p>(8) MUMSS口座 「PB口座」に該当しない口座をいいます。</p> <p>(9) PB口座 以下の①または②に該当する口座をいいます。</p> <p>① 2020年7月末日までに旧三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社で開設された口座</p> <p>② 2020年8月以降、PB口座にかかる所定の申込書を当社に提出し、当社がPB口座としての開設を承諾した口座</p> <p>(買付の時期および価額)</p> <p>第69条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">2022年4月</p>

外国証券取引口座約款（法人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(諸料金等)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(1) (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 外国株預託証券の保管の委託については、発行者または預託機関がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とする場合、当社は当該費用等をお客さまに請求することがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2023年7月</p>	<p>(諸料金等)</p> <p>第20条 (省 略)</p> <p>(1) (2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>

外貨建MMF累積投資約款（全文）

（約款の趣旨）

- 第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との、第2条第1項に掲げる外貨建MMF受益証券（以下「受益証券」といいます。）の累積投資に関する取決めです。
 当社は、この約款に従って申込者とコースごとに「外貨建MMFの累積投資」の委任に関する契約（以下「本契約」といいます。）を結びます。
- 2 申込者が当社に保管の委託をする「外貨建MMFの累積投資」に関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款の定めるところによります。

（申込コースおよび申込方法）

- 第2条 申込者は、取得を希望する受益証券の種類に応じ、次に掲げるコースごとに本契約を申込みのものとします。

コース名	対象受益証券
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF（クラスB）	スーパー・マネー・マーケット・ファンド（クラスB）
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF（クラスI）	スーパー・マネー・マーケット・ファンド（クラスI）
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト U Sドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券

- 2 前項の申込みは、当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます。）にお申出のうえ、当社所定の方法により行なっていただくこととします。
 なお、次の場合には申込者からのお申出により本契約のお申込みが行われたものとします。
 （1）既に他の累積投資商品（財形貯蓄、株式累積投資を除く。）において、上記方法により申込みが行われ、契約が締結されているときで、第1回目の取得の申込みが行われた場合
 （2）有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利または商品の利金、収益分配金、配当金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において支払われるものを外貨建MMFに入金する取引を行う目的で本契約を申込みの場合
- 3 前項の場合、本約款および必要書類の交付をもって本契約が締結されたものといたします。ただし、前項にかかる契約を締結した日以降において、当初締結したコース以外のコースに取得の申込みが行われたときは、当該申込みにかかるコースについても、本契約が締結されたものといたします。
- 4 本契約が結ばれると、当社はただちに申込者の「外貨建MMF累積投資口座」（以下「口座」といいます。）を設けます。
- 5 「外国証券取引口座設定申込書」を提出されていない申込者は、同申込書の提出が必要となります。

（金銭の払込み）

- 第3条 申込者は、申込コース所定の受益証券の取得に充てるため、別表に掲げる申込コース所定の金銭（以下「払込金」といいます。）を、所定の通貨で口座に払込むものといたします。ただし、第1回目の払込金は本契約の申込時に払込むものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社にて外貨により支払われる外国証券の利金・収益分配金・償還金・配当金（以下「利金等」といいます。）および売却代金を払込金に充当する場合は、別表に掲げる注意書きによるものとします。

（取得の時期および価額）

- 第4条 当社は、申込者から取得の申込みがあった営業日（以下「取得日」といいます。「営業日」については第10条第1項参照）の翌営業日までに払込金を受入れ、遅滞なく申込コース所定の受益証券の取得を行います。
 なお、取得の申込みの締切時刻は午後3時とします。
- 2 申込者は、取得の申込みを行う際、申込みの金額とその払込通貨を明示するものとします。
- 3 第1項の取得は、申込者から取得の申込みがあった営業日の基準価額をもって行います。
- 4 第1項によって申込者が取得した受益証券の所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、その取得をした日から申込者に帰属します。

（保管）

- 第5条 本契約にもとづいて取得した受益証券は、すべて当社において、コースごとに他の申込者の受益証券と混合して保管します。なお、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関等に保管の委託をすることがあります。
- 2 当社は、当該保管にかかる受益証券につき、保管料を申受けることがあります。

（果実の再投資）

- 第6条 前条の保管にかかる受益証券の果実は、前月の最終営業日（その翌営業日以降に取得した場合には、当該取得日の翌営業日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、各申込者の口座に繰入れ、コースごとにその全額をもってコース所定の受益証券を当該最終営業日の直前の営業日の基準価額で遅滞なく取得します。

（返還）

- 第7条 申込者は、当社を通じて申込者の所有する受益証券およびその果実の返還を請求することができます。
 この場合、当該請求にかかる受益証券については、返還の請求があった営業日（締切時刻は午後3時）の基準価額によりこれを換金し、翌営業日にその金銭を、お申込コースごとの所定の外貨またはその相当額の円貨で引渡すことにより返還に代えるものとします。
 果実については、所定の国内源泉税を控除後、お申込コースごとの所定の外貨またはその相当額の円貨を支払うものとします。
- 2 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法により申込者に返還いたします。

（解約）

- 第8条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。
 （1）申込者が所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき
 （2）申込者が受益証券の取得を引続き1ヵ年をこえて行わなかったとき
 ただし、前回の取得日から1ヵ年以内に申込者が保管の委託をしている受益証券の果実によって受益証券の取得が行われた場合の当該

【「約款・規定集（法人のお客さま用）」へ編入】の続き

契約については、この限りではありません。

(3) 当社が受益証券の累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき

(4) 本契約にかかる申込コース所定の受益証券が償還されたとき

2 本契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管の委託がされている受益証券およびその果実を第7条に準じて返還いたします。

(届出事項等の変更)

第9条 改名、転居および当社届出印の変更など、届出事項に変更がある場合は、すべて申込者が当社所定の方法により取扱店へお届出いただくこととします。

2 当社は、届出事項の変更について必要と認めた場合には、申込者に戸籍抄本、印鑑証明書、その他の必要書類の提出を求めることがあります。

(その他)

第10条 本約款にいう営業日は、通常、別表に掲げる日をいいます。ただし、本書作成日現在の各コースの目論見書に基づく営業日であり、変更されることがあります。

2 当社は、申込者からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

3 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

(1) 当社所定の方法により本契約にもとづく受益証券またはその果実を返還した場合

(2) 印影が当社届出印と相違するために、または合理的な方法により判断した際に申込者本人であると認められないために、本契約にもとづく受益証券またはその果実を返還しなかった場合

(3) 天災地変、その他の不可抗力により、本契約にもとづく受益証券の取得、もしくは、受益証券またはその果実の返還が遅延した場合

(約款の変更)

第11条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上
2023年7月

外貨建MMF累積投資約款別表

1. コース一覧表

コース名	対象受益証券	1回の払込金額	受益証券の取得価額	受益証券の換金価額
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券	10米ドルまたはその相当円貨額以上(注)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF(クラスB)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)	1米ドルまたはその相当円貨額以上(注)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF(クラスI)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスI)	100米ドルまたはその相当円貨額以上	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト USドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券	10米ドルまたはその相当円貨額以上(注)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額

(注) ただし、当社にて外貨により支払われる外国証券の利金・収益分配金・償還金・配当金および売却代金により買付ける場合は、当社が応じ得るものに限り、1米セント以上。

2. 第10条第1項に定める営業日(本書作成日現在)

コース名	対象受益証券	営業日
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券	アイルランド、英国およびニューヨークの銀行営業日であかつ当社が営業を行っている日
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF(クラスB)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)	ニューヨーク、ルクセンブルグの銀行営業日であかつ当社が営業を行っている日
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF(クラスI)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスI)	ニューヨーク、ルクセンブルグの銀行営業日であかつ当社が営業を行っている日
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト USドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券	ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグの銀行営業日であかつ当社が営業を行っている日

外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款（全文）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客さまと三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、当社が別途定める特定の外国投資信託（以下「外国投資信託」といいます。）の収益分配金による同一の外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の追加購入を自動的に行う累積投資（以下「自動買付」といいます。）に関する取決めです。当社は、この約款に従ってお客さまと当該外国投資信託の収益分配金にかかる累積投資契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結します。

2 この約款に定めるほか、外国投資信託の購入、保管、返還、当社の責任等については、当社の定める証券取引約款、外国証券取引口座約款その他の約款の定めに従うものとします。ただし、累積投資専用型の外国投資信託である外貨建MMFにかかる累積投資契約は別に定めた「外貨建MMF累積投資約款」によるものとし、本累積投資約款の対象外とします。

（申込方法）

第2条 この契約は、外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）ごとに、当社所定の方法によりお申込みいただくものとします。

2 契約の締結があったとき、当社はこの約款に従い、当該外国投資信託の収益分配金により、当該外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の自動買付を行うこととします。

（自動買付の方法およびその停止等）

第3条 前条第2項の収益分配金は、支払いの都度、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、および所定の方法によりお客さまに代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、お客さまの証券取引口座に繰り入れ、当社所定の期日に、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、価格、および所定の方法により、当該外国投資信託の受益証券をお客さまに代わって買付けます。受益証券の買付日、および買付による取得日は、当社が当該外国投資信託所定の手続きに鑑み定める収益分配金受領後の一定期間を経た日とします。

2 取得された外国投資信託の受益証券の所有権およびその元本、または果実に対する請求権は、前項の取得日からお客さまに帰属するものとします。

3 自動買付は、当該外国投資信託の目論見書に定められた最低申込金額を最低単位として、収益分配金のうち最低申込金額に満たない金銭は、お客さまがあらかじめ申出た方法にてお支払いするものとします。なお収益分配金のうち最低申込金額を超えた場合であっても、買付単位に満たない金銭は、当該外国投資信託の発行通貨建てにて、お客さまの証券取引口座に入金するものとします。

4 自動買付にかかる手数料等は不要とします。

5 自動買付を停止する場合、お客さまは、当社所定の手続きにより申し込むものとします。ただし、第1項に従い既に当社が収益分配金を受領している場合は、自動買付の停止の効力は、既に当社が受領した収益分配金の自動買付による当該外国投資信託の受益証券の取得後に生じるものとします。

6 前項に従って自動買付を停止した後、お客さまが自動買付の再開を申し込む場合は、第2条第1項の手続きに従い、再度申込みをするものとします。

7 NISA口座でお預りしている外国投資信託の収益分配金は、自動買付の対象とはなりません。

8 特定口座および一般口座でお預りしている外国投資信託の収益分配金は、自動買付の対象となります。特定口座と一般口座の両方開設されている場合には特定口座にて買付します。

9 第7項および第8項は、法人のお客さまには適用しないものとします。

（解約）

第4条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- (1) お客さまが所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき
- (2) 当社が当該外国投資信託に関する累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき
- (3) 本契約にかかる当該外国投資信託の受益証券が償還されたとき
- (4) 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき

（その他）

第5条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

2 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上
2023年7月